

# 所得税と市・県民税の申告のお知らせ

## ◆申告書の作成はご自身で◆

### 所得税の確定申告 ⇒ 会場は「アピセ・関」

所得税確定申告会場	開設期間	時間
アピセ・関 (関市平和通7丁目5番地1)	2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日を除く)	午前9時～午後5時

申告・納付期限は、申告所得税と贈与税が **3月15日(金)** 消費税が **4月1日(月)** です。

※開設期間中、関税務署(川間町)では申告書などの作成指導は行いません。(申告書の提出は受け付けます。) また、申告に関する電話でのご質問などは、「アピセ・関」では受け付けていません。関税務署(☎22-2233)へお尋ねください。(下記参照)

#### ◆所得税の確定申告が必要な人

- ① 事業(営業・農業)所得、不動産所得、雑所得(公的年金など)や一時所得などがあり、計算の結果、**所得税額が発生する人**
  - ② 給与の収入金額が2,000万円を超える人
  - ③ 給与を2カ所以上から受けている人
  - ④ 給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人など
- ※確定申告をする人は、ご自身で所得税の申告書を作成してください。  
 ※確定申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)から作成できます。

#### ◆確定申告で所得税が還付される人

所得税の確定申告をする必要のないサラリーマンなどでも、次の場合は確定申告により所得税が還付される場合があります(申告者本人名義の口座番号などが必要)。

- ① 住宅ローンを組んで住宅を新築、購入などをした人
- ② 多額の医療費を支払った人
- ③ 会社を退職し、年末調整をしていない人 など

#### ◆税理士による無料税務相談所の開設

所得税と消費税の申告について無料税務相談所を開設します。

- 期間…2月18日(月)～28日(木)(土・日曜日を除く)
- 時間…午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
- 場所…アピセ・関

照会先 関税務署 ☎22-2233(代表)

※税務署の代表電話は、自動音声によりご案内しています。

国税に関する一般的な相談は「1」を、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。

※なお、3月15日(金)までは、所得税、消費税、贈与税の申告に関する相談は「0」を選択してください。